

神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税の目的達成に向け、地域材の利用を促進し、木材の持つ炭素固定機能や、資材製造時の環境負荷の低さなどの効果を普及・PRすることで、同税に対する県民理解の醸成を図るため、その効果の価値に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地域材（合法伐採木材）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する木材をいう。

(2) 建築主

建築物に関する工事の請負契約の発注者をいう。

(3) 木造一戸建住宅

建築基準法に定める主要構造部が木造であって、一棟の建物が1戸である住宅をいう。

(4) 民間施設

国及び地方公共団体が建築主になった施設以外の施設をいう。

(5) 県産木材

かながわ森林・林業活性化協議会が運営する「かながわ県産木材産地認証制度」に基づく「かながわ県産木材産地認証書」又は「かながわブランド県産木材品質認証制度」に基づく「かながわブランド県産木材品質認証証明書」の発行を受けた木材をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、神奈川県まちのもり創出事業（以下「補助事業」という。）とし、事業細目、事業主体、補助対象施設等の要件及び補助対象経費は、別表の1, 2, 3, 4の欄に定めるとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助単価及び補助額の算出方法は、別表の4, 5の欄に定めるとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、事業を行う年度の11月30日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（第1号様式の1）

(2) 役員等氏名一覧表（第1号様式の2）

(3) 使用木材明細表（第1号様式の3）

- (4) 現地案内図
- (5) 各階平面図（木造施設の建築の場合）又は木質化の面積が分かる図面（施設の木質化の場合）
- (6) 建築確認済証の写し（木造施設の建築の場合）
- (7) 工事請負契約書の写し

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。なお、同意は役員等氏名一覧表（第1号様式の2）によることとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の決定）

第7条 知事は、第5条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
ただし、別表の6の欄に定める重要な変更以外の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第9条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更（中止、廃止）申請書（第3号様式）に変更の内容及びその理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による補助金変更（中止、廃止）申請書の提出があつた場合において、変更が適当と認めるときにあつては、補助金変更交付決定通知書（第4号様式）を、中止又は廃止が適

当と認めるときにあつては、補助金（中止・廃止）決定通知書（第5号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、補助金の交付決定通知を受けた後、交付決定のあった年度の1月末日における状況を補助金実施状況報告書（第6号様式）により、翌月の10日までに知事に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて、交付決定のあった年度の3月20日までに行わなければならない。

- (1) 事業結果報告書（第7号様式の1）
- (2) 使用木材明細表（第1号様式の3）
- (3) 各階平面図（木造施設の建築の場合）、木質化の面積が分かる図面（施設の木質化の場合）
- (4) 合法伐採木材の証明書
- (5) かながわ県産木材産地認証書又はかながわブランド県産木材品質認証証明書（県産木材の場合）
- (6) 現地状況写真

（補助金の額の確定及び支払）

第13条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（施設等の処分の制限）

第14条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は10年間とする。

2 処分制限期間内において、補助金の交付を受けた木造施設又は木質化箇所を処分しようとするときは、補助金財産処分等承認申請書（第9号様式）により財産処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により処分等を承認する場合において、その必要があると認めるときには、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 16 条 補助事業者は、住所、氏名（法人の場合は代表者を含む）を変更した場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

別表

補助の対象とする事業	1 事業細目	2 事業主体 (補助事業者)	3 補助対象施設等の要件	4 補助対象経費等	5 補助額の算出方法	6 重要な変更
神奈川県まちのもり 創出事業	木造施設の建築 (一戸建住宅以外)	神奈川県内で木造施設の 建築、施設（一戸建住宅 を除く）の木質化を行う 民間施設の建築主 ただし、木造施設の建築 (一戸建住宅)の場合 は、所有者となる方が自 ら居住することを目的に 新たに工事請負契約する ものに限る。 (新築分譲住宅の購入者 及び建売住宅の建築主は 対象外とする)	(1)木造施設であること (2)使用する製材等（構造材、準構造材に 使用される製材、集成材、合板、単板積層 材等）については、県産木材を3 m ³ 以上使 用すること。 (3)使用する製材等については、「合法伐 採木材」を使用すること	木造施設を選択すること で抑制される二酸化炭素 排出量や木材に固定され る二酸化炭素量の価値 (単価) 1. 二酸化炭素排出抑制 効果 2,000円/m ² 2. 二酸化炭素固定効果 4,000円/m ³ （県産木材の 場合 8,000円/m ³)	建築する施設の延床面積に二酸化炭素排出抑制 効果の単価を乗じた額と、木材使用量に二酸化 炭素固定効果の単価を乗じた額とを合計した額 とする。 ただし、1,000万円を上限とし、100万円を下限 とする。	1 事業の廃止 2 延床面積又は 使用木材量の30% を超える増減
	木造施設の建築 (一戸建住宅)		(1)～(3)は同上 (4)県内に本店、支店のある建築請負事業 者が建築する一戸建住宅とする		建築する施設の延床面積に二酸化炭素排出抑制 効果の単価を乗じた額と、木材使用量に二酸化 炭素固定効果の単価を乗じた額とを合計した額 とする。 ただし、50万円を上限とし、10万円を下限とす る。	
	施設の木質化 (一戸建住宅を除く)		(1)使用する製材等（製材、集成材、合 板、単板積層材等）については、県産木材 を3 m ³ 以上使用すること。 (2)使用する製材等については、「合法伐 採木材」を使用すること		木質化に使用される木材使用量に二酸化炭素固 定効果の単価を乗じた額とする。 ただし、200万円を上限とし、10万円を下限とす る。	

第1号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・) 住所
(名 称)
(代表者の職名・) 氏名

(代理申請の場合はこちらにも記載)

代理申請者 所在地・住所
名 称
代表者の職名・氏名

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金交付申請書

年度 神奈川県まちのもり創出事業について、補助金の交付を受けたいので、神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業細目 (申請する細目に○を記入する)

・木造施設の建築 (一戸建住宅以外)	・木造施設の建築 (一戸建住宅)	・施設の木質化 (一戸建住宅を除く)
-----------------------	---------------------	-----------------------

2 補助事業の完了の予定期日

事業完了予定 年 月 日

3 交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (第1号様式の1)
- (2) 役員等氏名一覧表 (第1号様式の2)
- (3) 使用木材明細表 (第1号様式の3)
- (4) 現地案内図
- (5) 各階平面図 (木造施設の建築の場合)、又は木質化面積が分かる図面 (施設の木質化の場合)
- (6) 建築確認済証の写し (木造施設の建築の場合)
- (7) 工事請負契約書の写し

第1号様式の1

事業計画書

1 計画

建築箇所 ○○市○○町

事業細目：

	数量	単位	補助単価 (円)	補助金額 (円)	備考
延床面積		m ²	2,000		延床面積は小数点以下切捨てで記載 ※1
地域材使用量 (県産木材以外)		m ³	4,000		第1号様式の3 C
県産木材使用量		m ³	8,000		第1号様式の3 D
計					※2

※1 施設の木質化の場合は計上できない

※2 木造施設の建築（一戸建住宅以外）の場合下限100万円から上限1,000万円

木造施設の建築（一戸建住宅）の場合下限10万円から上限50万円

施設の木質化（一戸建住宅を除く）の場合下限10万円から上限200万

2 建築請負事業者情報

所在地・住所	
名称	
代表者の職名・氏名	

第1号様式の2(1)(申請者が団体の場合)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名
代表者職・氏名

第1号様式の2(2)(申請者が個人の場合)

氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
		T S H . .		

記載された者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

使用木材明細表

	使用木材	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)	数量	使用材積 (合法木材) (m ³)	樹種	
県産木材	構造材		×				
			×				
			×				
			×				
			×				
			×				
		小計					
	準構造材		×				
			×				
			×				
			×				
			×				
			×				
		小計					
計						B	
県産木材以外	構造材		×				
			×				
			×				
			×				
			×				
			×				
		小計					
	準構造材		×				
			×				
			×				
			×				
			×				
			×				
		小計					
計							
合 計						A	

※1 B ≥ 3 m³であること。

※2 使用木材に計上するものは、木造住宅の木材使用量調査事業報告書(平成26年1月 (一社)日本木材総合情報センター)の表1.3で規定している構造材、準構造材とし、構造材は土台、大引き、梁、桁、母屋、柱等、準構造材は根太、垂木、間柱、筋かい等を指します。

※3 使用材積欄は、1本当り材積を小数点第5位四捨五入して少数点第4位止めで算出し、数量を乗じた数量を記入してください。

C 地域材使用量(県産木材以外) = A - B

	m ³ (小数点以下切捨て)
	m ³ (小数点以下切捨て)

D 県産木材使用量 = B

使用木材明細表

	使用木材	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)	数量	使用材積 (合法木材) (m ³)	樹種
県産木材			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
		計				
県産木材 以外			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
			×			
		計				
	合計					A

※1 B ≥ 3 m³であること。

※2 使用材積欄は、1本当たり材積を小数点第5位四捨五入して少数点第4位止めで算出し、数量を乗じた数量を記入してください。

C 地域材使用量（県産木材以外） = A - B

m³（小数点以下切捨て）

D 県産木材使用量 = B

m³（小数点以下切捨て）

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のありました 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
ウ 補助事業者が交付要綱第6条第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (6) この補助金は、事業実績報告書に基づき精算交付します。
 - (7) その他、規則及び交付要綱並びに神奈川県まちのもり創出事業実施要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 3 この補助金に係る実績報告は、交付要綱第12条の規定により、知事に提出しなければなりません。
- 4 補助金を交付された施設又は木質化箇所については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。ただし、10年を経過した場合

はこの限りではありません。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

8 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先
(所属名・グループ名) (担当者名)
電話 ○○○○

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・) 住所
(名 称)
(代表者の職名・) 氏名

(代理申請の場合はこちらにも記載)

代理申請者 所在地・住所
名 称
代表者の職名・氏名

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金変更（中止、廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県まちのもり創出事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

3 提出書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の1）
- (2) 使用木材明細表（第1号様式の3）
- (3) 各階平面図（木造施設の建築の場合）、又は木質化面積が分かる図面（施設の木質化の場合）
(注) 変更に関係ないものは省略できる。

第4号様式

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金変更交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金の
交付については、神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとお
り決定しましたので通知します。

1 補助金額	円
既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった 年度神奈
川県まちのもり創出事業補助金変更交付申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理
した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号 年度神奈川県まちのもり創出事業補
助金決定通知書のとおりとします。

第5号様式

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金（中止・廃止）決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで（中止・廃止）申請のあった 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金の交付については、申請のとおり決定することとしたので、神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・) 住所
(名 称)
(代表者の職名・) 氏名

(代理申請の場合はこちらも記載)

代理申請者 所在地・住所
名 称
代表者の職名・氏名

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金に係る補助事業の 年1月末日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

補助事業の執行状況

第〇〇〇〇号

〇〇市〇〇町

補助金額 円

事業着手(予定) 月日 月 日

事業完成(予定) 月日 月 日

進捗率 %

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・) 住所
(名 称)
(代表者の職名・) 氏名

(代理申請の場合はこちらも記載)

代理申請者 所在地・住所
名 称
代表者の職名・氏名

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県まちのもり創出事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 添付書類

- (1) 事業結果報告書 (第7号様式の1)
- (2) 使用木材明細表 (第1号様式の3)
- (3) 各階平面図 (木造施設の建築の場合)、又は木質化面積が分かる図面 (施設の木質化の場合)
- (4) 合法伐採木材の証明書
- (5) かながわ県産木材産地認証書又はかながわブランド県産木材品質認証証明書
- (6) 現地状況写真 (現地に構造材、準構造材が建築されている状況が分かる写真)

事業結果報告書

1 実績

建築箇所 ○○市○○町

事業細目：

	数量	単位	補助単価 (円)	補助金額 (円)	備考
延床面積		m ²	2,000		
地域材使用量 (県産木材以外)		m ³	4,000		
県産木材使用量		m ³	8,000		
計					

2 建築請負事業者情報

所在地・住所	
名称	
代表者の職名・氏名	

第8号様式

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金交付決定通知（年 月 日付け 第 号）により交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

第9号様式

神奈川県まちのもり創出事業補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・) 住所
(名 称)
(代表者の職名・) 氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた 年度 神奈川県まちのもり創出事業補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱 細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県まちのもり創出事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

複合住宅

一棟の建物内に、住宅とそれ以外の施設（店舗等）がある建築物をいう。

(複合住宅の取扱い)

第3条 複合住宅の事業細目については、住宅の延床面積が過半数を占める場合は、「木造施設の建築（一戸建住宅）」とし、それ以外の場合は「木造施設の建築（一戸建住宅以外）」とする。

附 則

この細則は、令和7年12月18日から施行する。